

10月5日を過ぎたら マイナンバーの通知が始まります

①まず皆さんの住民票の住所地に「番号通知カード」が世帯ごとに簡易書留で郵送されます。

②番号カードを作られる方は①の番号通知カードの下の部分の「個人番号カード交付申請書」を切り取って必要事項を記入し、写真を添付して同封の返信用封筒で返送してください。写真のサイズは縦4.5cm、横3.5cmです。

③すぐに番号カードを作られない方もこの「通知カード」は大事に保管してください。

**個人番号カード交付
の際に回収します**
(両方は所有できません)

④番号カードを申請されたら来年の1月以降、順次番号カードが役場に届きますので、交付通知書でお知らせします。その際、番号カード交付時に通知カードは回収します。

注意事項

- すぐに番号カードを作れない方でも、通知カードは大事に保管してください。紛失や汚損などで再交付をされるときに手数料がかかります。
- 通知カードにはご自身の個人番号が表記されています。この番号は大事な個人情報ですので、簡単に他人に教えたり見せたりしないでください。
- 転入や転居などの住民異動時、婚姻などで氏が変わった場合などは、必ず通知カードか番号カードを役場にお持ちください。

個人番号カード（おもて）

個人番号通知カード

個人番号カード申請書
(通知カードの下部分を切り取り)

お問い合わせは

コールセンター(0570-20-0178)又は役場住民税務課(54-2985)、各振興センターにお問い合わせください。